

お知らせ

11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動週間

DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか？

DVとは、配偶者や事実婚の相手など親密な関係にある相手から振られる暴力のことで、大切な人を傷つける行為です。家庭内の問題や個人的な問題として考えられがちで、表面に出にくい特徴があります。

家庭内のことでも暴行などに当たる行為が行われた場合、それは犯罪であり重大な人権侵害です。

秘密厳守、無料で相談できる場所があります。一人で悩まず、相談してください。また、緊急の場合は迷わず110番を！

5つの暴力の種類

- ①**身体的暴力**……………殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざす
- ②**精神的暴力**……………「誰のおかげで生活できているんだ」「役に立たず」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視する、無視する
- ③**経済的暴力**……………必要な生活費を渡さない
- ④**性的暴力**……………望まない性行為の強要、避妊に協力しない
- ⑤**子どもを利用した暴力**…子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせる

デートDVを知っていますか？

デートDVとは、主に若年層の交際相手から振られる暴力のことです。無視する、バカにする、常に行動をチェックする、他の人と仲良くしていると責める、LINEや通話履歴を見られる、メッセージの返事をすぐに返さないと怒る、などもデートDVの一つです。

相手が思い通りにならないと、脅しや暴力で従わせようとするのは愛ではありません。自分や自分の周りの人が被害者にも加害者にもならないよう、正しい知識を身に付けましょう。また、友人や家族が悩んでいたら、相談先があることを伝えてください。



相談・問い合わせ

- 埼玉県婦人相談センターDV相談 …☎048-863-6060
- WithYouさいたま ……………☎048-600-3800
インターネット相談(24時間受け付け)
- 飯能警察署生活安全課……………☎972-0110
- 総務課人権推進・市民活動担当



WithYouさいたま

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカ―行為など、女性を巡るさまざまな人権問題に取り組むため、専用相談電話による相談を受け付けています。

- 日時 11月12日(木)～18日(水)
午前8時30分～午後7時
- ※14日(土)・15日(日)は、午前10時から午後5時までです。
- 専用相談電話 ☎0570-070-810
- 相談担当者 法務局職員、人権擁護委員
- 問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課
☎048-859-3507

